

障害者活躍推進計画

機関名	光市水道局
任命権者	光市水道事業管理者
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
光市水道局における障害者雇用に関する課題	光市水道局は、令和6年4月1日時点において、障害者の雇用義務が新たに発生した。これまで障害者が在籍したことはなかったが、積極的な採用活動を行い、令和6年4月1日時点では法定雇用義務達成のための障害者数を達成するに至った。 採用状況は概ね順調と考えているが、障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）人事記録を元に把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として業務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を業務課内に設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、勤務整理表やアンケート等を利用した職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、定期的な面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○担当部署と連携し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。